

平成14年11月12日

裁判官の任命手続の見直しに関する検討状況について その2

最高裁判所事務総局

一般規則制定諮問委員会の第3回会議においては、前回に引き続き、協議が行われ、次に掲げる点が確認されている。

第1 最高裁判所に設置する機関について

設置

- ・ 最高裁判所に、下級裁判所の裁判官（以下、「裁判官」という。）の指名過程に関与する委員会（名称は未定。以下、「委員会」という。）を置くこと。

所掌事務等

- ・ 委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、裁判官として任命されるべき者を指名することの適否を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。委員会は、指名の適否について意見を述べるに当たっては、その理由を付することができること。
- ・ 最高裁判所は、任官希望者全員を記載した名簿を委員会に提示すべきこと（任官希望者全員を諮問の対象とすべきこと）。
- ・ 委員会は、最高裁判所の諮問を受けて、上記の指名に関する事項（例えば、指名に当たっての選考基準等の一般事項）を審議し、その結果に基づき、最高裁判所に意見を述べること。
- ・ 簡易裁判所判事は委員会の審議対象から除外すること。

（注）簡易裁判所判事を審議対象から除外するに当たっては、簡易裁判所判事選考委員会の委員構成や選考の在り方を新しく立ち上げられる委員会に近づける方向で更に改革するというもののほか、簡易裁判所判事の職務の特質をも考え併せると、判事と判事補の任命についての実質

的審議を確保するためには，簡易裁判所判事を審議対象から除外してよいのではないかとされた。

- * 短期間裁判官の身分を離れていた者が復帰する場合は，審議対象から原則として，除外することが確認され，その方法については，要綱案を基に，更に検討することとされた。
- * 高等裁判所長官を委員会の審議対象から除外することについては，積極，消極の両論の意見があり，積極意見が多かったが，要綱案を基に，更に検討することとされた。

所掌事務に関連する事項

- ・ 最高裁判所はすべての任官希望者の指名結果を委員会に通知すること。委員会と最高裁判所の結論が異なるときは理由も付して通知すること。
 - (注) 最高裁判所が指名しなかった場合，任官希望者からの求めがあれば最高裁判所は，その理由を開示することを前提として議論がなされた。
 - (注) 任官希望者から委員会に説明を求められた場合の対応は，委員会の裁量で対処していけばよい問題であるとされた。

委員会の組織，構成

- ・ 委員会の委員は，10人前後とし，少なくとも法曹三者（裁判官，検察官，弁護士）及び学識経験者で構成すること。
 - (注) 委員数については，7人，9人，10人，12人といった意見が出された。
- ・ 委員は最高裁判所が任命すること。
 - (注) 運用の問題として，最高裁判所は，できるだけ多方面から意見を聴取して適切な選任が行われるよう配慮しなければならないという意見が述べられた。
 - * 委員の任期，再任，常勤・非常勤，委員長，定足数等技術的事項については，準備会において原案を作成することとされた。

委員会の運営方法，権限等

- ・ 委員会に，任官希望者の面接，関係者からの意見聴取，関係機関への資料提供，意見照会等の必要な協力を依頼する権限を付与すること。

第2 下部組織について 設置

- ・ 委員会に，下部組織を置くこと。

下部組織の機能，所掌事務

- ・ 下部組織は，任官希望者に関する資料を収集し，委員会に対して情報提供を行うこと。
- ・ 下部組織は，委員会に対して，必要に応じて参考となる意見を述べるができること。

(注) 下部組織が推薦機能を持たないことについては，特に異論はなかった。

下部組織の組織，運営方法，権限等

- ・ 下部組織の設置単位は，各高等裁判所管内を1つのブロックとして，そのブロックごととすること。
- ・ 下部組織は，委員会形式とすること。
- ・ 下部組織の委員は，5人前後とし，少なくとも法曹三者（裁判官，検察官，弁護士）及び学識経験者で構成すること。
- ・ 下部組織の委員は，委員会と同じような形で，最高裁判所が選任すること。
- ・ 下部組織に，外部の機関に情報の提供を求める権限を付与すること。

* 委員の任期，再任，常勤・非常勤，委員長，定足数等技術的事項については，準備会において原案を作成することとされた。

第3 上記の機関に関するその他の事項について

* 委員会の庶務は最高裁判所の事務総局，下部組織の庶務は各高等裁判所の事務局が，実質的に担当することが確認され，要綱案を基に，更に検討することとされた。